

# 会議・打合せ・視察顛末書

|         |  |       |       |   |     |      | 記 録 者 | 関ケ原 功 |           |
|---------|--|-------|-------|---|-----|------|-------|-------|-----------|
| 決 裁     | 市 長  | 副 市 長 | 教 育 長 | 部 長   | 課 長 | 課長補佐 | 主 係   | 査 長   | グ ル ー プ 員 |
|         | /  |       |       |   |     |      |       |       |           |
| 件 名     | 令和3年第9回龍ヶ崎市教育委員会定例会  |       |       |   |     |      |       |       |           |
| 年 月 日   | 令和3年9月22日（水）午後2時00分～午後3時5分   |       |       |   |     |      |       |       |           |
| 場 所     | 龍ヶ崎市役所5階第1委員会室   |       |       |   |     |      |       |       |           |
| 出 席 委 員 | 平塚和宏教育長，斎藤勝教育委員会教育長職務代理者，高橋伸子教育委員会委員，野中浩教育委員会委員  |       |       |   |     |      |       |       |           |
| 欠 席 委 員 | 岡澤明子教育委員会委員  |       |       |   |     |      |       |       |           |
| 傍 聴 者   | 1名   |       |       |   |     |      |       |       |           |
| 出 席 者   | 教育部長<br>教育総務課長<br>文化・生涯学習課長<br>指導課長補佐<br>教育センター所長<br>学校給食センター所長<br>教育総務課長補佐<br>教育総務課長補佐<br>教育総務課総務グループ副主幹  |       |       | 木村 博貴<br>中村 兼次<br>国松 美浩<br>森田 利浩<br>松谷 真一<br>岩井 務<br>名島 正博<br>関ケ原 功<br>石山 駿 |     |      |       |       |           |
| 議 事 日 程 | 1 開 会<br>2 前回会議録の承認<br>3 教育長報告<br>4 議 事<br>議案第1号 龍ヶ崎市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について<br>議案第2号 龍ヶ崎市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部を改正する告示について<br>議案第3号 龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態調査委員会委員の任用について<br>議案第4号 龍ヶ崎市社会教育委員の任用について<br>議案第5号 龍ヶ崎市歴史民俗資料館運営審議会委員の任用について<br>報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市学習者用端末貸与取扱要綱について）<br>5 協議事項<br>次期龍ヶ崎市教育プラン策定に係る保護者アンケートの実施について<br>6 報告事項<br>令和3年第3回市議会定例会における一般質問答弁状況等について<br>7 その他<br>8 閉 会 |       |       |   |     |      |       |       |           |
| 教 育 長   | <b>（1）開会</b><br>皆様こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。  |       |       |   |     |      |       |       |           |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>今回の教育委員会定例会を開催するに当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方から申し出がありましたので、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。</p> <p>本日の議事は、議案5件、報告1件、協議事項1件、報告事項1件の審議が予定されておりますが、公開として傍聴を許可してよろしいでしょうか。</p>   |
| 全 委 員 | 異議なし。   |
| 教 育 長 | <p>それでは、本日の会議については、公開といたします。傍聴される方の入場をお願いいたします。</p> <p>(傍聴者入場)</p>  |
| 教 育 長 | <p>傍聴される方をお願いを申し上げます。</p> <p>傍聴に際しましては、龍ヶ崎市教育委員会会議傍聴人規則に従いまして、会議中はお静粛に願います。</p> <p>本日、岡澤委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますので、令和3年第9回龍ヶ崎市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p><b>(2) 前回来議録の承認</b></p> <p>はじめに、8月定例会の会議録の承認を行います。会議録につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。</p>                                    |
| 全 委 員 | 異議なし。   |
| 教 育 長 | それでは、8月定例会の会議録につきまして、原案のとおり承認いたします。   |
| 教 育 長 | <p><b>(3) 教育長報告</b></p> <p>続きまして、教育長報告をさせていただきます。</p> <p>(令和3年第3回市議会定例会、管理訪問、第2回校務支援システム共同利用業務プロポーザル選定委員会、第15回愛宕中学校・城南中学校統合準備学校間協議、埋蔵文化財所在の有無照会等、図書館北竜台分館テレワークスペース先行オープン、学童保育ルーム利用制限、龍ヶ崎市教育支援委員会、臨時学校長会、臨時学校長会役員会、計画訪問(諸帳簿検閲及び学力向上面談)の実施、新型コロナウイルス感染症拡大の為、適応指導教室「夢ひろば」休室)</p> |
| 教 育 長 | 私からの報告は、以上でございます。委員の皆様方から何かございましたら、お願いいたします。  |
| 全 委 員 | 特になし。   |
| 教 育 長 | <p><b>(4) 議案第1号 龍ヶ崎市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について</b></p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号「龍ヶ崎市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>(教育総務課長 議案第1号 について説明)</p>   |
| 教 育 長 | ただいま、議案第1号について、説明がありましたが、これについてご質問等ございましたらお願いいたします。   |
| 全 委 員 | 特になし  |
| 教 育 長 | それでは、議案第1号について、原案のとおり決することに、ご異議ありません  |

|       |  |
|-------|--|
|       | か。   |
| 全 委 員 | 異議なし。  |
| 教 育 長 | 異議なしと認め、議案第1号については、原案のとおり可決されました。  |
| 教 育 長 | <p><b>(5) 議案第2号 龍ヶ崎市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部を改正する告示について</b></p> <p>続きまして、議案第2号「龍ヶ崎市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部を改正する告示について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>(教育総務課長 議案第2号について説明)</p> |
| 教 育 長 | ただいま、議案第2号について、説明がありましたが、これについてご質問等ございましたらお願いいたします。  |
| 全 委 員 | 特になし   |
| 教 育 長 | それでは、議案第2号について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。   |
| 全 委 員 | 異議なし。  |
| 教 育 長 | 異議なしと認め、議案第2号については、原案のとおり可決されました。  |
| 教 育 長 | <p><b>(6) 議案第3号 龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態調査委員会委員の任用について</b></p> <p>続きまして、議案第3号「龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態調査委員会委員の任用について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>(教育総務課長 議案第3号について説明)</p>                   |
| 教 育 長 | ただいま、議案第3号について、説明がありましたが、これについてご質問等ございましたらお願いいたします。  |
| 全 委 員 | 特になし。  |
| 教 育 長 | それでは、議案第3号について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。   |
| 全 委 員 | 異議なし。  |
| 教 育 長 | 異議なしと認め、議案第3号については、原案のとおり可決されました。  |
| 教 育 長 | <p><b>(7) 議案第4号 龍ヶ崎市社会教育委員の任用について</b></p> <p>続きまして、議案第4号「龍ヶ崎市社会教育委員の任用について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>(文化・生涯学習課長 議案第4号について説明)</p>  |
| 教 育 長 | ただいま、議案第4号について、説明がありましたが、これについてご質問等ございましたらお願いいたします。  |
| 全 委 員 | 特になし。  |

|       |   |
|-------|---|
| 教 育 長 | それでは、議案第4号について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  |
| 全 委 員 | 異議なし。   |
| 教 育 長 | 異議なしと認め、議案第4号については、原案のとおり可決されました。   |
| 教 育 長 | <b>(8) 議案第5号 龍ヶ崎市歴史民俗資料館運営審議会委員の任用について</b><br>続きまして、議案第5号「龍ヶ崎市歴史民俗資料館運営審議会委員の任用について」事務局から説明をお願いします。                               |
|       | (文化・生涯学習課長 議案第5号について説明)   |
| 教 育 長 | ただいま、議案第5号について、説明がありましたが、これについてご質問等ございましたらお願いいたします。   |
| 全 委 員 | 特になし。   |
| 教 育 長 | それでは、議案第5号について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  |
| 全 委 員 | 異議なし。   |
| 教 育 長 | 異議なしと認め、議案第5号については、原案のとおり可決されました。   |
| 教 育 長 | <b>(9) 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて (龍ヶ崎市学習者用端末貸与取扱要綱について)</b><br>続きまして、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて (龍ヶ崎市学習者用端末貸与取扱要綱について)」事務局から説明をお願いします。 |
|       | (教育総務課長 報告第1号について説明)  |
| 教 育 長 | ただいま、報告第1号について、説明がありましたが、これについてご質問等ございましたらお願いいたします。   |
| 全 委 員 | 特になし  |
| 教 育 長 | それでは、報告第1号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。   |
| 全 委 員 | 異議なし。   |
| 教 育 長 | 異議なしと認め、報告第1号については、原案のとおり承認されました。   |
| 教 育 長 | <b>(10) 協議事項 次期龍ヶ崎市教育プラン策定に係る保護者アンケートの実施について</b><br>次に協議事項です。「次期龍ヶ崎市教育プラン策定に係る保護者アンケートの実施について」事務局から説明をお願いします。                     |
|       | (教育総務課長から説明)  |
| 教 育 長 | ただいま、協議事項について説明がありましたが、これについてご質問等ございましたらお願いいたします。   |

|         |   |
|---------|---|
| 教 育 長   | 対象学年をもう一度教えてください。   |
| 教育総務課長  | 小学校2・4・6年，中学校1・2・3年になります。   |
| 教 育 長   | 中学校2年が抜けていますが。  |
| 教育総務課長  | 中学校については，1・2・3年で実施したいと考えております。  |
| 教 育 長   | 前回の教育プラン策定時から，世の中がもの凄く変わっている感じがしますが，それについて，今回のアンケートに反映している部分がありますか。   |
| 教育総務課長  | 26ページ辺りが重要になってくるかなと考えております。<br>ICT活用教育の推進やいじめに関すること，小中一貫教育に関することなどを質問させていただいております。  |
| 高 橋 委 員 | 配布する対象をお伺いしましたが，かなりの数になると思います。回収率はどれくらいを目指していますか。   |
| 教育総務課長  | 基本的には，100%回収できるのではないかと考えております。  |
| 高 橋 委 員 | 担任の先生が配布して，提出状況をチェックして，数がまとまったら，学校でまとめるというようなイメージでしょうか。   |
| 教育総務課長  | チェックまではお願いしない方向で考えております。誰が提出していないということが分かってしまうので。   |
| 高 橋 委 員 | それだけの数の紙の印刷をして，それを各学校に配布して，さらに各学校で児童生徒に配布してということになると，先生方の働き方改革と言われる中，先生方の仕事を増やしてしまうと思いました。<br>また，紙である必要があるのかなとも思いました。例えば，グーグルフォームみたいにインターネットでできるし，そのアドレスをQRコードに落として，保護者の方にはそのQRコードから入力していただく方法もあると思いますが，そういう方法は無理ですか。 |
| 教育総務課長  | 高橋委員がおっしゃるとおりで，端末を使ってアンケートをした方が集計なども早いと思います。ただ，今回，問15まであるものですから，回答している間に嫌になってしまうのではないかと感じていて，紙の方がやりやすいのではないかと考えました。   |
| 高 橋 委 員 | どちらがやりやすいのかなと思っていて，若い方は，何でもスマートフォンでやる癖が付いているのかなという思いがあったので，質問させていただきました。<br>例えば，国勢調査とかが紙で来ると，私は，こんなに答えるのと思ってしまうので，むしろ，そのボリュームが無い方がやってくれるのかなと思っていました。  |
| 教 育 長   | この時代の流れの中で紙によるアンケートを今から行うわけですが，どうなんでしょう。  |
| 教 育 部 長 | 逆にこの方が，回収率は上がると思います。ただ，小学校2年生と中学1年生の親など，2つ答えなければならないケースが出てきますので，その分，回収率は下がる可能性はあります。<br>どちらの親として答えてくれるか微妙なところです。  |
| 教 育 長   | 小学校2年生の親として答えれば，小学校2年生の統計としてまとまってくるわ  |

|         |   |
|---------|---|
|         | けですね。   |
| 教 育 部 長 | クロス集計は、そうなります。  |
| 教育総務課長  | その場合、中学生のお子さんの分も答えていただければならないですが。   |
| 教 育 長   | 教育プランでのアンケートは、今回が初めてでしょうか。  |
| 教育総務課長  | 初めてになります。   |
| 斎 藤 委 員 | 集計が大変ですね。でも、チェックしていく価値はあると思います。担任が集計をやるんですか。  |
| 教育総務課長  | 担任の先生に回収していただいて、集計は教育委員会で行います。  |
| 斎 藤 委 員 | <p>そういうプロジェクトを作るわけですね。</p> <p>中身でちょっと気になったのは、問12です。6番で「教育について気軽に相談できる場所がわからない」とありますが、場所なのか人なのかというのが気になりました。</p> <p>場所と人は違うのかなと思ったり、または同一と考えるのか。人を別項目として挙げた方がいいのか、それともこれは同じことになるのか、ちょっと判定がつきませんでした。</p> <p>または、場所と人が並列で並んでもいいのかなと思ったり、相談となると場所というよりも人の方が大事なのではという気がしました。</p> |
| 教 育 長   | 機関という意味なんでしょうか。相談機関となると、人も場所もイメージが湧きますが。  |
| 斎 藤 委 員 | 機関となると重くなって、気軽に相談できるということと重さが違うような気がします。  |
| 高 橋 委 員 | 外国人のお子さんの御家庭は大丈夫でしょうか。  |
| 教育総務課長  | 日本語がどれだけできるかということになってしまいますが、可能な範囲で御回答をお願いするような形で考えております。  |
| 教 育 長   | これも龍ヶ崎ならではの課題かなと思います。子どもが通訳しているという家庭もあるようです。  |
| 高 橋 委 員 | もしかしたら、そういう御家庭にいろいろな課題があるのかなとも思います。   |
| 斎 藤 委 員 | 第三者的な人が中継ぎをしてあげて、その人が聞かせてあげて、回答したりとか、何か工夫できるところは、工夫した方がいいのではないかと思います。   |
| 教 育 部 長 | <p>今回、26ページ、27ページは漢字が多くて分かりにくいのですが、その前の24ページ、25ページは少し軟らかい表現を使ったり、なるべく漢字を使わないようにしました。</p> <p>小さい学年でも読めるように、難しい漢字はルビを振るとか、分かりやすい日本語を使うなど、少し工夫をしてみたいと思います。</p>   |
| 教 育 長   | <p>今、御指摘を受けた点について配慮しながら、進めていただければと思います。</p> <p>(11) 報告事項 令和3年第3回市議会定例会における一般質問答弁状況等について</p>   |

|         |  |
|---------|--|
| 教 育 長   | 次に報告事項です。「令和3年第3回市議会定例会における一般質問答弁状況等について」事務局から説明をお願いします。   |
| 事 務 局   | (教育部長から説明)   |
| 教 育 長   | ただいま、報告事項について説明がありましたが、これについてご質問等ございましたらお願いいたします。  |
| 教 育 長   | 生理用品の方の準備は、どのようになっているのでしょうか。   |
| 教育総務課長  | 各学校の方で調達していただくようになっております。<br>また、昨日付けで保護者の方に、各学校の女子トイレに生理用品を常備するという内容の通知をいたしました。  |
| 教 育 長   | 養護教諭部会とも連携を取っていると思いますが、どのような意見が出ていますか。   |
| 教育総務課長  | 養護教諭部会の方では、生理用品を渡すときに貴重な教育指導の機会であるという考えのようです。保健室に来る子どもは、何か問題を抱えているケースもあるようなので、そのような機会が失われてしまうことを懸念しているという意見もあったようです。   |
| 教 育 長   | 実態を調べると、何人かの特定の子どもが保健室に生理用品を取りに来るというケースがあるようです。また、生理用品をトイレに備え付けている学校が1校あったということです。<br>今回、経済的な負担の軽減ということもあり、常備するという判断に至ったところです。   |
| 高 橋 委 員 | 今、養護教諭部会の方のお話を聞いて、そういうことなのかなと思いつつも若干違和感があるというか、別に生理用品を渡すときだけでなく、他に何かチャンスがあるのではないかとも思いました。<br>例えば、生理用品が置いてある所に「何かあったら保健室に来れば、こういう相談できます。」と書いたりしては駄目なのかなと思ったりもします。<br>また、小学校の高学年や中学校の1年生は、まだ不順な時期だと思います。学校で突然生理になってしまって、持ち合わせてない、どうしようと思ったときにトイレに置いてあると安心だと思います。<br>それが気が付かないうちに汚してしまって、誰かに見られていじめられるとか、それで辛い経験をすることをお防げるのではないかと思います。<br>確かにそういう側面もあるけれども、女子児童生徒の学校生活のお助手的なところがあるのではないかなと、個人的な感想ですが、そう思いました。 |
| 教 育 長   | 経済的な面では、どうなのでしょう。  |
| 高 橋 委 員 | 女性の非正規の方とか、苦しい生活をしている人たちは、どこで生活費を切り詰めるかというところ、そういうところで切り詰めるのかもしれない。<br>例えば、大学生がお金が無いときにどうしているのか、学生課の職員と話をすると、やはり食べ物を切り詰めているようですよと言っています。<br>女性の場合も日々の生活の中のものを少しずつ切り詰めるということになるのかもしれない。   |
| 野 中 委 員 | お母さんが使用するものと小学生が使用するものは、兼用できるのですか。   |
| 高 橋 委 員 | 兼用できます。  |

|        |  |
|--------|--|
| 野中委員   | 親からもらうこともできるわけですね。大きい、小さいがあるわけではないということですか。  |
| 高橋委員   | 生理の時期によって、経血量が多いとか少ないとかありますので、それに合わせたサイズというよりも、厚みというのがあると思います。<br>ただ、緊急時において、お母さん用では駄目だとか、そういうことはないです。あれば大丈夫です。  |
| 教育長    | その他の質問で、龍ヶ崎では約90%が新JIS規格の机ということでしたが、全国平均では約半分ということですね。   |
| 教育総務課長 | 以前、行政文書はB5版だったのですが、平成8年か平成9年頃にA4版に切り替わりました。あわせて、教科書などもB5判からA4版に切り替わって、その頃から大きい机になってきているのだと思います。<br>机は、経年劣化で壊れてしまうため、毎年、150台程度入れ替えを行ってきたので、90%という数字になっているのかなと思います。  |
| 教育長    | B版からA版になったのは、随分前ですね。   |
| 教育総務課長 | 平成8年か平成9年頃だと思います。  |
| 教育長    | その頃から変わって、全国的にはまだ、おおむね半々なのですね。   |
| 斎藤委員   | 子どもたちが学習用端末を使って必死に取り組んでいるのを、私も孫の姿で見えています。結構大変ですね。親が付いていないで、一人でやっている子がいたら、すごいなと思います。特に低学年の場合は。<br>きっと、学校には様々な課題として出てきたり、または、いろいろ工夫されていることもあるのではないかと思います。<br>現状で何か把握されていることは、ありますか。  |
| 指導課長補佐 | 斎藤委員がおっしゃったように、特に低学年の保護者からお電話を頂くことがあります。感覚的なものでしかありませんが、小学校の3・4年生からは、自分でできているような感覚をお電話から受けます。<br>電話を下さる方は、子どもたちの脇に付いて見ているようなことをお伺いしております。その中で、課題を提出したりとか、様々な機能があるのですが、そこまで求められると低学年ではまだ厳しい感じを受けます。<br>現在、小学校の低学年の方は、一方通行と言いますか、一緒に音読をしたり、一緒に解いてみましょうとか、黒板を背にして授業を配信するという形でやっております。<br>今後、今回のリモート学習の課題を検証して行って、次にまたこのようなことになる可能性がありますので、そのときに生かせればと思っております。 |
| 斎藤委員   | 学校でもそういうことを学習させていくことをやらないで、突然に来たようなこともありますので、そういうことを意図的に組み入れていくということも、これからは大事なのではないかと思います。<br>子ども自身が慣れて、自分自身で端末をちゃんといじれるようになってくると思います。学校が始まったから使わないのではなく、意図的に使っていくということが大事だと思います。<br>そういうふうに馴染んでいくということであれば、今後生きていくと思います。  |
| 教育長    | 当初、龍ヶ崎では冬休み辺りを想定して、それまでにスキルを身に付けるという考えでございましたが、今回、急遽始まりましたので、大変な御負担を掛けてしまったかなと思います。  |



|                             |  |   |                           |                            |                             |              |
|-----------------------------|--|---|---------------------------|----------------------------|-----------------------------|--------------|
| <p>教育長<br/>事務局<br/>教育長</p>  | <p>御指摘のとおり、学校再開後も途切れることなくやっていく必要があると思っております。</p> <p>議事につきましては以上ですが、事務局から連絡事項がございます。</p> <p>次回日程について、10月の教育委員会定例会につきましては、10月27日(水)14時から、また11月につきましては、11月17日(水)15時30分から教育委員会定例会を開催することをお願い申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。</p> <p><b>【議決事項】</b><br/> 議案第1号 龍ヶ崎市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について<br/> 議案第2号 龍ヶ崎市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部を改正する告示について<br/> 議案第3号 龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態調査委員会委員の任用について<br/> 議案第4号 龍ヶ崎市社会教育委員の任用について<br/> 議案第5号 龍ヶ崎市歴史民俗資料館運営審議会委員の任用について<br/> 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市学習者用端末貸与取扱要綱について）</p> <p><b>【会議録調製年月日】</b><br/>令和3年10月19日</p> <p><b>【会議録調製者】</b><br/>龍ヶ崎市教育委員会事務局 教育総務課<br/>総務グループ 課長補佐 関ヶ原 功</p> <p>龍ヶ崎市教育委員会会議規則第15条及び第16条の規定により、この会議録を調製させ、署名する。<br/> <p style="text-align: right;">教育長 平塚和宏</p></p> |   |                           |                            |                             |              |
| <p>情報公開</p>                 | <p>公開</p>  | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="523 1377 970 1491"> <p>非公開（一部非公開を含む）とする理由</p> </td> <td data-bbox="970 1377 1503 1491"> <p>（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1491 970 1565"> <p>公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）</p> </td> <td data-bbox="970 1491 1503 1565"> <p>年 月 日</p> </td> </tr> </table> | <p>非公開（一部非公開を含む）とする理由</p> | <p>（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）</p> | <p>公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）</p> | <p>年 月 日</p> |
| <p>非公開（一部非公開を含む）とする理由</p>   | <p>（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）</p>   |   |                           |                            |                             |              |
| <p>公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）</p> | <p>年 月 日</p>   |   |                           |                            |                             |              |